

福祉新聞 2008 年 5 月 26 日 (月)

<6 月から聴覚障害者運転マーク>

警察庁は 15 日、聴覚障害者が運転する車に表示するマークを決めた(図)。6 月 1 日に改正道路交通法が施行され、全く耳の聞こえない人もワイドミラーの装着とマークの表示を条件に、普通自動車の運転免許を取得できるようになる。

マークは直径約 12mm の円形。白でふち取りした緑色をベースに黄色の蝶を重ねた図柄で、緑色の部分には反射材を使っている。このマークを付けた車に幅寄せしたり割り込みしたりすると、5 万円以下の罰金などが科される。

これまでは一定の聴力がないと運転免許を取れなかったが、今改正により、全く聞こえない人にも認められるようになる。ただし、ワイドミラーの装着とマークの表示が条件となる上に、運転できる車種も「専ら人を運搬する構造の普通自動車」に限られる。

このため、15 日には、施行規則案を改めるよう全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、障害者欠格条項をなくす会が連名で警察庁に要望書を提出した。3 団体の要望は「施行規則の公布施行にあたって聴覚障害者団体の意見を反映してほしい」という点だ。

特に、車種が普通乗用自動車に限定されることについては、「国会審議にもなかったのに 6 月から施行という直前になって発表された。国会審議に即して『普通自動車』に改めてほしい」としている。トラックなどの運転が認められなければ職業選択を狭められることにつながるため 3 団体は納得しておらず、車種の拡大を求めている。

また「年限を切って法施行の状況をまとめ、法制度を早期に見直すため聴覚障害者団体と協議の場を持ってほしい」とも要望。警察庁は「状況を見ながら対象拡大について検討する」としている。

